

令和元年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

令和 2 年 10 月 9 日

内閣府官民人材交流センター

## 1 官民人材交流センターの概要等

### (1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、内閣府設置法第40条第2項、国家公務員法第18条の7第1項により、平成20年12月31日に内閣府に特別の機関として設置され、以下の業務を実施している。

ア 職員（国家公務員法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

当初は、退職を勧奨された者及び旧社会保険庁の廃止に伴い離職を余儀なくされることとなる職員を対象とした再就職支援をセンターが直接行っていたが、平成21年9月29日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受け、直接の再就職支援の対象を組織の改廃等により離職せざるを得ない場合に限定した。

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入された。民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）を踏まえ、平成25年10月から、早期退職募集に応じて退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

なお、自衛隊法の一部改正により、平成27年10月から、一般定年等隊員（自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）についても、再就職支援の対象となり、職員と同様、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

また、人生100年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かしていくことは極めて有効であり、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要とされることから、センターにおいて、企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する者の求職情報を収集し、相互に提供することで、自主的な求職活動を支援する仕組みを新たに構築するとして国家公務員制度担当大臣の閣議発言が平成30年8月3日にあり、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成26年6月24日内閣総理大臣決定、以下「運営指針」という。）が一部改正された。

これに基づき、平成30年12月に「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の実施について」（平成30年12月12日内閣府官民人材交流センター長決定、以下「事業の実施について」という。）が決定され、平成31年1月から求人・求職者情報提供事業の利用申込受付を開始、2月から情報の提供を行っている。

## (2) 現行の事務の内容

「運営指針」では、

ア 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関しては、

- ・ 離職後の就職を希望する職員及び一般定年等隊員（以下「再就職希望者」という。）並びに再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、それぞれ求人者及び再就職希望者に提供する
- ・ 早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員に限り、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができる
- ・ 関係機関と連携して、職員及び一般定年等隊員の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定される行為は行わない）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・ 府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行う
- ・ 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされている。

センターは、「運営方針」において、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うとともに、これを公表するものとされており、本報告は、これに基づくものである。

## 2 事務の運営状況

### (1) 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関する事務

運営方針の「1 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する指針」に基づき、以下の業務を実施した。

#### ア 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

求人・求職者情報提供事業による再就職支援は、「事業の実施について」に基づき、再就職希望者のうち、本事業を利用する 45 歳以上で公的年金支給開始年齢に達するまでの間の者（離職者については、離職後 2 か月以内にセンターに利用の申し込みをし、利用開始から 1 年を経過しない者。以下「利用求職者」という。）を対象として、「利用求職者の情報」及び「採用を希望する求人者（企業・団体等）からの求人情報」を収集し、相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求職活動が行えるよう支援するものである。

#### (ア) 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

##### ① 求人情報の登録件数

令和元年度に登録があった求人情報は 512 人分である。

② 求職者情報の登録件数

令和元年度に登録があった求職者情報は 1,329 人分である。

(イ) 再就職の情報の公表

求人・求職者情報提供事業による再就職については、「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領（平成 30 年 12 月 19 日内閣府官民人材交流副センター長決定）」に基づき、利用求職者が再就職した場合、その情報を公表することとしている。

令和元年度における公表の対象となる利用求職者は 20 人であった。詳細は別紙 1 のとおりである。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

令和元年度における本事業の周知活動については、

① 求職者（国家公務員）への周知

- ・内閣人事局主催の各府省人事担当者を集めた会議等で、所属する職員への周知を依頼
- ・「再就職準備セミナー」において本事業について説明

② 求人者（企業・団体等）への周知

- ・本事業について効果的に周知を図るための広報資料を作成し、各経済団体や業界団体等を通じて傘下の加盟企業・団体等への本事業の周知協力依頼を行うとともに、個別の事業主（企業・団体等）に対しても本事業の周知及び利用についての検討依頼
- ・外部イベント会場や各府省庁舎ロビーでの備付けによる広報資料配布等を実施した。

## イ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、応募認定退職をする職員及び一般定年等隊員に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）（※1）が、以下の取組を行うものである。

- ・ キャリアコンサルティング
- ・ 応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・ 求人情報の開拓・提供
- ・ 再就職先の紹介・マッチング
- ・ 各種再就職セミナーの開催
- ・ 定着支援（※2） 等

なお、支援期間は短期コースの 6 か月間又は長期コースの 1 年間である。

※1 平成 30 年度及び令和元年度の支援開始者への再就職支援については、ともに株式会社パソナに委託して実施した。

※2 支援対象者の再就職後、再就職先における仕事の悩みに対するアドバイス等を支援期間内において提供し、職場への定着を支援するもの。

(7) 支援会社による再就職支援の実施状況 (※3)

令和元年度の実施人数は、平成 30 年度に支援を開始して令和元年度に支援期間が満了した者 48 人及び令和元年度に支援を開始した者 63 人である。

① 令和元年度に再就職した支援対象者

令和元年度に再就職支援により再就職した (※4) 者は 64 人である。内訳は、平成 30 年度支援開始者が 35 人、令和元年度支援開始者が 29 人となっている。

② 令和元年度の支援開始者

令和元年度の支援開始者 63 人のうち、17 人については令和元年度に支援期間が満了し、46 人については、令和 2 年度の支援期間満了まで支援を継続している。また、令和元年度の支援開始者で令和元年度に再就職した者 29 人のうち、15 人については令和元年度に支援期間が満了しており、14 人については令和 2 年度の支援期間の満了まで再就職後の定着支援を実施している。

※3 再就職支援の制度においては、支援開始から最大 1 年間の支援を行うものであり、平成 30 年度に再就職支援を開始した者のうち、令和元年度に支援期間が満了した者がいるため、平成 30 年度及び令和元年度の実施状況を合わせて報告している。

※4 「再就職支援により再就職した」とは、再就職先の紹介経緯や支援経過等を問わず、支援対象者が再就職支援を受けて再就職支援期間内に再就職が決定したことを指す。

【令和元年度の実施状況】

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

	令和元年度支援開始分					(参考) 平成 30 年度支援開始分				
	令和元年度 支援開始 者	令和元年度 支援期間 満了者	令和元年度 再就職者 (自営を含む)	令和 2 年度 支援期間 満了者	令和元年度 再就職者 (自営を含む)	平成 30 年度 支援開始 者	令和元年度 支援期間 満了者	再就職者数及び再就職率		
								平成 30 年度 再就職者 (自営を含む)	令和元年度 再就職者 (自営を含む)	再就職率
短期 コース	30 人 (12 人)	17 人 (5 人)	15 人 (4 人)	13 人 (7 人)	0 人 (0 人)	36 人 (16 人)	22 人 (7 人)	14 人 (8 人)	21 人 (7 人)	97.2% (93.8%)
長期 コース	33 人 (5 人)	-	-	33 人 (5 人)	14 人 (2 人)	26 人 (1 人)	26 人 (1 人)	5 人 (0 人)	14 人 (1 人)	73.1% (100.0%)
合計	63 人 (17 人)	17 人 (5 人)	15 人 (4 人)	46 人 (12 人)	14 人 (2 人)	62 人 (17 人)	48 人 (8 人)	19 人 (8 人)	35 人 (8 人)	87.1% (94.1%)

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職の者を示し、上段の数の内数である。

(4) 実施状況の公表

令和元年度における支援会社を活用した再就職支援の実施状況については、「平成 31 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(平成 31 年 3 月 28 日内閣府官民人材交流副センター長決定)」及び「令和 2 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(令和 2 年 3 月 27 日内閣府官民人材交流副センタ

一長決定)」において公表することとしており、再就職支援による再就職の状況の詳細は別紙2のとおりである。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

令和元年度における支援会社を活用した再就職支援については、

- ① 各府省の人事担当者を対象とした説明会の開催
- ② 再就職支援について効果的に周知を図るための資料の作成及び人事担当者を通じた各府省への配布
- ③ 下記エの「再就職準備セミナー」における再就職支援制度についての説明

等を実施した。

ウ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況

平成22年度以降、国家公務員法第78条第4号又は自衛隊法第42条第4号の組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされることとなる職員又は一般定年等隊員に対するセンターによる再就職支援は実施していない。

エ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況

再就職に関心のある職員及び一般定年等隊員を対象に、民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等について講義を行い、民間企業等への再就職等について現実的なイメージを持たせることを目的とした「再就職準備セミナー」を平成27年度から実施している。

令和元年度においては、東京、仙台、大阪、名古屋及び福岡の5都市にて計6回のセミナーを開催した。

【令和元年度再就職準備セミナー開催実績】

開催地	開催日	受講者数
東京	令和元年10月11日	111
仙台	令和元年10月25日	49
大阪	令和元年11月11日	118
名古屋	令和元年11月27日	108
福岡	令和元年12月12日	111
東京	令和2年1月22日	108
計		605

(2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広

報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。なお、求人・求職者情報提供事業にかかる周知についても併せて行っている。

#### ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

毎年、官民人事交流制度を周知し、府省と民間企業等の人事担当者との間で意見や情報を交換する「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を内閣人事局及び人事院との共催により開催し、具体的には、

- ・ 民間企業等に対する官民人事交流制度の説明
- ・ 官民人事交流の体験談の紹介
- ・ 各府省から官民人事交流の希望に関するPR
- ・ 府省と民間企業等との情報交換、意見交換

等を実施している。

令和元年度においては、福岡、東京、名古屋、仙台及び大阪の5都市にて計6回の説明会を開催した。説明会の開催に当たっては、経済団体を始めとする関係団体に協力を依頼したほか、民間企業等に対して制度及びメリットを簡記したリーフレットを同封した案内状を送付することなどにより、民間企業等が官民人事交流制度に関心を持ち、説明会へ出席してもらえよう、積極的に働きかけた。

説明会終了時に行ったアンケートにおいては、9割以上の民間企業等から今後、官民人事交流を「実施したい」又は「検討したい」との回答を得ることができ、意見交換会でも、各府省に対し官民人事交流に関する質問、相談等がされた。

#### 【令和元年度説明会開催実績】

開催地	開催日	参加民間企業等		参加府省	
		企業等数	人数	府省数	人数
福岡	令和元年 9月 9日	9	12	2	5
東京	令和元年 9月 20日	52	62	8	21
名古屋	令和元年 10月 11日	19	21	4	8
仙台	令和元年 10月 18日	7	8	3	6
大阪	令和元年 11月 12日	22	26	3	6
東京	令和元年 11月 21日	24	30	9	21
計		133	159	29	67

#### イ 経済団体等に対する情報提供及び広報・啓発活動

説明会開催地以外の経済団体等を個別に訪問（6県の17団体を訪問）し、官民人事交流制度の説明等を行った。また、各団体が発行する会報誌等に官民人事交流制度の説明記事の掲載を依頼する等の周知を実施した。

このほか、官民人事交流制度の概要、制度の対象となる府省や民間企業

等の範囲、交流の実績や具体的な手続きの流れ等を取りまとめたパンフレットを作成し、経済団体等に対する情報提供やアの説明会において活用した。

#### ウ その他の取組

官民人事交流に関する情報提供の一層の充実のため、センターホームページに、説明会で紹介された官民人事交流の体験談やパンフレットの掲載等を行っている。

また、各府省及び人事院のホームページにリンクを設定し、任期付職員の選考採用情報など、国家公務員の採用に関する情報の提供を継続して行っている。



## ○ 求人・求職者情報提供事業による再就職の状況

## (1) 府省別一覧

府省名 \ 官職	本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合計
金融庁	2	—	2
財務省	3	—	3
文部科学省	—	1	1
厚生労働省	1	—	1
農林水産省	4	—	4
経済産業省	8	1	9
合計	18	2	20

(注)「本府省企画官相当職以上」とは、離職前に職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職であったことがある者をいう。

(2) 本府省企画官相当職以上

氏名	離職時の年齢	離職時の官職		離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の地位
成島 康宏	56歳	金融庁	監督局特別検査官 兼 監督局保険課（九州財務局理財部検査監理官）	令和元年7月10日	令和元年9月1日	アニコム損害保険株式会社	人事部付部長
上田 真吾	59歳	金融庁	監督局銀行第二課協同組織金融室長	令和元年7月10日	令和元年10月1日	一般社団法人第二地方銀行協会	企画部統括役
楠 敏志	60歳	財務省	近畿財務局総務部長	令和元年6月30日	令和2年3月2日	神戸信用金庫	本店営業部囑託審議役
奥 克幸	57歳	財務省	九州財務局大分財務事務所長	令和元年7月1日	令和元年8月20日	鹿児島信用金庫	経営管理部長（業務執行役員）
内川 克朗	57歳	財務省	福岡財務支局管財部長	令和元年7月1日	令和元年10月1日	筑後信用金庫	監査部長
石田 茂雄	60歳	厚生労働省	大臣官房付	平成31年3月31日	令和元年8月1日	外国人技能実習機構	専門契約職員
安永 正治	60歳	農林水産省	東北森林管理局盛岡森林管理署長	令和元年11月30日	令和2年1月1日	一般社団法人全国木材組合連合会	企画担当部長
原 修	60歳	農林水産省	中部森林管理局総務企画部長	平成31年3月31日	令和元年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	長野支部長
崎野 健輔	58歳	農林水産省	九州森林管理局福岡森林管理署長	平成31年3月31日	令和元年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	青森支部長
竹内 芳仁	60歳	農林水産省	林野庁国有林野部管理課管理官	平成31年3月31日	令和元年7月1日	一般財団法人日本森林林業振興会	名古屋支部長
奥 直也	55歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（上席・第3部門長）	令和元年7月1日	令和元年10月1日	株式会社パソナグループ	事業開発部ナレッジバンク事業統括部門長
小野 忠悦	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（第5部門長）	令和元年7月1日	令和元年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
中田 誠	55歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（上席・第6部門長）	令和元年7月1日	令和元年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
富岡 和人	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（第10部門長）	令和元年7月1日	令和元年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
長屋 陽二郎	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（第15部門長）	令和元年7月1日	令和元年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	主幹
大橋 賢一	58歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（第17部門長）	令和元年10月1日	令和2年1月16日	株式会社パソナグループ	ナレッジバンク化学部門副部門長
金子 幸一	57歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（上席・第26部門長）	令和元年7月1日	令和元年10月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者
飯田 清司	56歳	経済産業省	特許庁審判部審判長（上席・第29部門）	令和元年10月1日	令和2年1月1日	一般財団法人工業所有権協力センター	調査業務指導者

(3) (2)以外の者

離職時所属部局等		再就職先
文部科学省	大臣官房	外国人技能実習機構
経済産業省	関東経済産業局	公益財団法人全国中小企業振興機関協会

## ○ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援による再就職の状況

## (1) 府省別一覧

府省名 \ 官職	本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合計
法務省	—	9	9
外務省	—	1	1
財務省	1	—	1
厚生労働省	7	4	11
農林水産省	1	8	9
経済産業省	4	—	4
国土交通省	1	14	15
防衛省	—	14	14
合計	14	50	64

(注) 「本府省企画官相当職以上」とは、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職をいう。

## (2) 本府省企画官相当職以上

氏名	退職時年齢	退職時官職		退職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
奥村 一夫	59歳	財務省	関東財務局理財部次長	令和元年7月1日	令和元年10月28日	東栄信用金庫	執行役員・監査部長
渡邊 裕一	57歳	厚生労働省	大臣官房付	平成31年3月31日	令和元年6月1日	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会	参与
友田 輝明	59歳	厚生労働省	大臣官房付	平成31年3月31日	令和元年8月1日	報道事業企業年金基金	企業年金基金次長
堀井 春彦	59歳	厚生労働省	大臣官房参事官	平成31年3月31日	令和元年7月22日	一般財団法人全国社会保険共済会	審議役 兼 部長
松下 高志	57歳	厚生労働省	労働基準局安全衛生部安全課主任中央産業安全専門官	平成31年3月31日	令和元年7月1日	公益財団法人安全衛生技術試験協会	試験企画部次長
梶谷 賢司	59歳	厚生労働省	年金局事業企画課監査室長	平成31年3月31日	令和元年7月1日	東京都電機企業年金基金	事務所長代理
秋本 若夫	59歳	厚生労働省	成田空港検疫所次長	平成31年3月31日	令和元年7月1日	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター	企画部長
政田 敏裕	59歳	厚生労働省	関西空港検疫所次長	平成31年3月31日	令和元年7月1日	一般財団法人日本公衆衛生協会	事務局長
藁田 純	58歳	農林水産省	生産局畜産部飼料課畜産情報分析官	令和元年9月30日	令和2年2月19日	株式会社オーエムシー	ディレクター上級研究員
若林 光次	55歳	経済産業省	大臣官房付	平成31年2月20日	令和元年6月1日	公益財団法人日本科学技術振興財団	人財育成部担当部長
長谷雄 一信	59歳	経済産業省	大臣官房付	令和元年6月22日	令和元年9月25日	一般財団法人日本エネルギー経済研究所	企画事業ユニット補助金等統括管理担当 兼 経理グループマネージャー(嘱託職員)
寺家 克昌	51歳	経済産業省	大臣官房付	令和元年7月5日	令和元年10月21日	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	参与
野口 聡	55歳	経済産業省	大臣官房付	令和元年7月5日	令和元年11月1日	株式会社フジキン	秘書役
黒澤 仁一	59歳	国土交通省	自動車局安全政策課保障事業室長	平成31年4月1日	令和元年6月12日	新光精工株式会社	管理部長

(注) 本府省企画官相当職以上については、「令和2年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(令和2年3月27日内閣府官民人材交流副センター長決定)」において、「在職中における求職開始日」を公表することとしているが、該当する者はいなかった。

## (3) (2)以外の者

退職時所属部局等		再就職先
法務省	東京拘置所	アースサポート株式会社
法務省	市原学園	タイラカ総合法律事務所
法務省	広島少年院貴船原少女苑	特定非営利活動法人かくれんぼ
法務省	中国地方更生保護委員	法務省四国地方更生保護委員会
法務省	横浜地方法務局	司法書士・行政書士 小越豊事務所
法務省	大津地方法務局	自営
法務省	高知地方法務局	財務省四国財務局
法務省	那覇保護観察所	中央警備保障株式会社
法務省	東京入国管理局	自営
外務省	在青島日本国総領事館	国立研究開発法人物質・材料研究機構
厚生労働省	神奈川労働局	東進電気株式会社
厚生労働省	神奈川労働局	独立行政法人労働者健康安全機構
厚生労働省	京都労働局	JRAシステムサービス株式会社
厚生労働省	大阪労働局	自営
農林水産省	経営局	株式会社ザザホラヤ
農林水産省	北陸農政局	株式会社 All Dash Restaurant Systems
農林水産省	近畿農政局	大津市
農林水産省	近畿農政局	日本通運株式会社
農林水産省	近畿農政局	自営
農林水産省	中国四国農政局	岡山タクシー株式会社
農林水産省	林野庁北海道森林管理局	株式会社きこり屋
農林水産省	林野庁九州森林管理局	熊本県
国土交通省	道路局	横浜市
国土交通省	東北地方整備局	自営(行政書士)
国土交通省	関東地方整備局	厚生労働省茨城労働局
国土交通省	関東地方整備局	自営
国土交通省	関東地方整備局	自営(行政書士)
国土交通省	北陸地方整備局	タイムズサービス株式会社
国土交通省	中部地方整備局	一般財団法人港湾空港総合技術センター
国土交通省	近畿地方整備局	社会福祉法人平成会高齢者総合福祉施設さや
国土交通省	中国地方整備局	日本年金機構
国土交通省	中国地方整備局	日本ミクニヤ株式会社
国土交通省	九州地方整備局	朝日工業株式会社
国土交通省	北海道開発局	自営(行政書士)
国土交通省	北海道開発局	株式会社プロット
国土交通省	北海道開発局	日本年金機構

退職時所属部局等		再就職先
防衛省	陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊	株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ
防衛省	自衛隊三重地方協力本部	服島運輸株式会社
防衛省	自衛隊岡山地方協力本部	一般財団法人淳風会淳風会健康管理センター
防衛省	陸上自衛隊富士学校	株式会社山元
防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	一般社団法人日本産業カウンセラー協会
防衛省	海上自衛隊横須賀地方総監部	株式会社JTBコミュニケーションデザイン
防衛省	海上自衛隊補給本部	富山県
防衛省	海上自衛隊補給本部	日本年金機構
防衛省	海上自衛隊補給本部	医療法人泰一会介護老人保健施設はつかり
防衛省	北関東防衛局	アイエムタクシー株式会社
防衛省	北関東防衛局横田防衛事務所	リゾートトラスト株式会社
防衛省	防衛装備庁長官官房	八王子市役所
防衛省	防衛装備庁艦艇装備研究所	タイムズサービス株式会社
防衛省	防衛装備庁先進技術推進センター	学校法人渡辺学園東京家政大学